

滋賀県北部地域を中心とした文化・観光資源を活用した滞在コンテンツ造成・販売業務 委託仕様書

1. 業務名

滋賀県北部地域を中心とした文化・観光資源を活用した滞在コンテンツ造成・販売業務

2. 業務期間

委託契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

3. 業務の目的

滋賀県北部地域（長浜市、米原市および高島市、以下、「県北部地域」という。）には、滋賀ならではの奥深い文化や歴史など数多くの魅力があるものの、県北部地域を来訪するインバウンド観光客はまだ多くなく、県北部地域を含めた県内周遊が課題となっている。

県北部地域の奥深い魅力ある文化や歴史、自然等を活用してインバウンド向け滞在コンテンツの造成・販売を行い、関西を訪れるインバウンド観光客を県北部地域を中心に本県へ誘客することおよび観光消費のさらなる拡大を図ることを本業務の目的とする。

4. ツアーコンセプトテーマ

本業務において造成されるツアーのコンセプトテーマについては「水」とし、琵琶湖と共に暮らしてきた滋賀ならではの奥深い魅力が伝わるものであること。

5. 業務内容

事業の目的を達成するために、下記（1）～（4）の業務を実施する。本業務の実施にあたっては、（公社）びわこビジターズビューロー（以下、「BVB」という。）と調整しながら進めること。

なお、下記は、観光コンテンツツアー造成や効果の検証に必要と思われる最低限の事項を示したものであり、受託者の企画提案に応じ調整を行うものとする。

また、下記業務の実施にあたり、県、関連市町観光担当課、関連観光協会および関連事業者等による検討会を適宜開催し、関係者の意見を聴取する機会を設けること。

検討会は、ツアー造成方針、行程の共有、造成後の事業展開考案について等、段階に応じ複数回（4回程度を想定）実施すること。会場の確保、関係者の日程調整、検討会における進行、議事録の作成等の検討会実施にあたり必要な事項は受託者が行うこと。

(1) 観光コンテンツツアー造成・OTA掲載

- ・多くのインバウンド観光客が来訪する京都市から県北部地域への周遊に繋がる観光コンテンツツアーを3つ造成すること。例示として、京都駅から大型タクシーや新幹線等を活用し、県北部地域へ誘客するツアー等とする。
- ・主に欧米豪を対象として観光コンテンツツアーを造成すること。
- ・造成するコンテンツツアーについては、滋賀ならではの文化や歴史、自然等が体験・体感できるものとし、1つのツアーのなかに1つ以上、長浜市、米原市または高島市のいずれかにあるコンテンツを組み込むこと。なお、滋賀ならではの文化や歴史、自然等が体験・体感できる観光コンテンツの例示として、長浜市の観音の里、高島市の生水の郷、米原市の醒井宿、発酵食文化、比叡山延暦寺、三井寺、八幡堀等とする。
- ・造成するコンテンツツアー3つの中に、長浜市、米原市および高島市のコンテンツを各市1つ以上組み込むこと。
- ・造成コンテンツツアーのうち1つ以上が宿泊を伴うものであること。また、宿泊先については、県北部地域のオーベルジュ等とすること。
- ・上記のツアー造成について、1ツアーあたりのコンテンツ数は問わない。
- ・上記のツアー造成にあたっては、各観光事業者の同意を得て行うこと。
- ・観光コンテンツ選定にあたっては、フィールドワーク等の手法により、観光コンテンツの実態を調査すること。
- ・造成するツアーについては、後述(3)の磨き上げののち委託期間中においてOTAで販売すること。掲載するOTAの選定については、主として欧米豪の旅行者の利用が見込まれるOTAとし、造成するコンテンツツアーの内容を踏まえ、事前に協議を行うこと。
- ・提案に際し、掲載料等、OTA掲載に必要な経費を見積に含めること。ただし、売上金額に応じた支払いについては見積に含めないこと。
- ・次年度以降も販売を継続できることを想定して観光コンテンツツアーを造成すること。
- ・当該観光コンテンツツアーの造成において効果を測るうえで必要なKPIを設定のうえで提案すること。
- ・造成したツアーは、別途指定するフォーマットでタリフ化すること。タリフ化において、印刷物としてのデザイン・校正・製本印刷業務は伴わない。

(2) 県内旅行事業者による観光コンテンツツアー造成・OTA掲載

- ・県内旅行事業者に、長浜市、米原市または高島市のいずれかの観光コンテンツを含んだツアーを7つ造成させること。

- ・上記県内旅行事業者とは、県内に事業所等を有し、旅行業法に基づいて旅行業の登録を受けた者とする。
- ・造成させるツアーは、主に欧米豪を対象とすること。
- ・次年度以降の自走化を見据えた造成を行わせること。また、自走化にあたり必要な支援等を行うこと。
- ・造成させるコンテンツツアーについては、後述（３）の磨き上げののち委託期間中においてOTAで販売させること。掲載するOTAの選定については、主として欧米豪の旅行者の利用が見込まれるOTAとし、造成するコンテンツツアーの内容を踏まえ、事前に協議を行うこと。
- ・また、県内旅行事業者がOTAでツアーを販売するにあたり、掲載先OTAとの調整等といった必要な支援をおこなうこと。
- ・委託期間中のOTA掲載料については、受託者において負担することとし、提案に際し、掲載料等、OTA掲載に必要な経費を見積に含めること。ただし、売上金額に応じた支払いについては見積に含めないこと。
- ・当該観光コンテンツツアーの造成において効果を測るうえで必要なKPIを設定のうえで提案すること。
- ・造成したツアーは、別途指定するフォーマットでタリフ化すること。タリフ化において、印刷物としてのデザイン・校正・製本印刷業務は伴わない。

（３）観光コンテンツツアー磨き上げ

- ・有識者を招請し、助言およびモニターツアー等により（１）（２）にて造成した観光コンテンツツアーの磨き上げを行うこと。
- ・招請する有識者は、本県の観光事業に造詣の深く、かつターゲット国の嗜好などに精通し、海外旅行事業者等ともネットワークを有する者とし、選定にあたっては事前に協議を行うこと。
- ・モニターツアーについては1回以上実施すること。

（４）販路開拓を目的としたファミトリップおよび説明会の実施

- ・欧米豪に向けて訪日商品を販売している旅行会社を対象に、造成した観光コンテンツツアーのファミトリップおよびツアー内容の説明会を行い、販売に繋がるように努めること。
- ・選定する被招聘者について、事前に協議すること。
- ・被招聘者の選定後は被招聘者との事前の連絡調整を行うこと。
- ・ファミトリップおよび説明会は、それぞれ2回以上実施すること。なお、提案に際して、委託上限額の範囲内で実施可能なファミトリップの回数を目安として示すこと。

- ・ファムトリップで合計延べ6社程度の旅行会社を招聘すること。
- ・実施するファムトリップのうち1回以上は、滋賀県内での宿泊を伴うものであること。
- ・被招聘者の本県までの移動手段を手配すること。
- ・本県滞在中の移動手段、訪問先や体験、食事、宿泊場所の手配等の準備を行うこと。
- ・ファムトリップには、通訳や旅程管理を行うことのできる者が同行すること。
- ・被招聘者が海外在住の場合、必要に応じ、日本への渡航に係る査証発行手続を行うとともに、国内の受入責任者として書類作成や支援を行うこと。
- ・被招聘者のファムトリップに対する意見、ファムトリップ終了後の旅行の取り扱い状況について、結果をフォローアップし報告すること。
- ・説明会におけるプレゼンテーション資料を作成すること。翻訳業務が必要な場合は行うこと。

6. 今後の波及的な横展開・効果検証

- ・観光コンテンツツアー造成の考え方や取組み方等のノウハウ、本事業で得られた知見を県内の観光関連事業者等へ提供するよう努めること。その他、さらなる観光コンテンツツアーの造成につなげるため、本事業の成果を横展開するような効果的な取組みがあれば提案すること。
- ・旅行会社等に対して当該事業に関する意見を聴取する等、本業務の効果を測定・分析し、今後の事業のあり方を含めた具体的な改善提案を行うこと。なお、意見聴取等で集約した言語が日本語でない場合は、日本語に翻訳して集約すること。

7. その他活動報告等

BVBと受託者は、契約締結後、早期に初回の打ち合わせを実施し、その後も必要に応じて打ち合わせを実施するなど連絡を密にし、意思の疎通を図ること。

なお、受託者は、打ち合わせ後に協議した内容をまとめ、書面により報告すること。

8. 成果物

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出すること。

- (1) 納品物 業務実施報告書 2部 (印刷物)
- (2) 納品期限 令和8年3月20日 (金)
- (3) 納品場所 公益社団法人びわこビジターズビューロー

なお、実績報告書には下記①から④までの内容を含むこと。

- ①業務概要 (業務名、目的、業務期間等)

- ②業務実施結果および成果
- ③各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等
- ④次年度以降の事業展開考案を含めた具体的な改善提案

9. 提案に含むべき事項

- ・各業務の具体的な手法、分析方法、期待される実施結果を明記すること。
- ・各業務の全体スケジュールを提案すること。
- ・業務担当者との連絡手段等を示すこと。

10. 業務運営および管理に係る重要事項

- ・本業務の実施に係る手続において使用する言語および通貨は、日本語ならびに日本国通貨に限ること。精算においては日本国内の口座への振込の形とし、現地金融機関への外貨送金の類は実施しない。
- ・実施体制を明確にすること。
- ・本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務内容および各業務のスケジュールや進捗進捗を行うための実施計画を作成すること。
- ・当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。
- ・本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により BVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- ・受託者自らが事務局を設置し、業務の運営および管理の一切の取りまとめを行うこと。
- ・本事業は、一般財団法人関西観光本部との連携事業であり、コンテンツツアー造成・販売にあたっては、一般財団法人関西観光本部と連携・調整等を図ること。
- ・本事業は、観光庁「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」の交付を受け、滞在コンテンツの充実および旅行商品の流通環境の整備のため実施するものであり、対象とすることができる経費については、訪日外国人旅行者周遊促進事業実施要領の通りであるので、同要領をよく確認のうえ見積を行うこと。
- ・参考見積およびその内訳について、項目・単価等を具体的に明記した積算内訳を作成すること。
- ・上記積算内訳を作成する際は、人件費や企画費、一般管理費などは、材料費や出稿料、各種データ費、レンタル経費等の実費と必ず区分すること。
- ・本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、より良い手法、技術又はアイデア等があるときは、予算内で

可能なものについて、積極的にこれを提案すること。

- 別紙個人情報取扱特記事項を遵守し、本業務において、知り得た事項については全て、業務終了後においても他に漏らしてはならないこと。
- 本業務における、成果物の所有権および著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）は、全てビューローに帰属すること。
- 本業務の実施に当たり作成された書類・データの使用、補完にあたっては、紛失・漏洩等が生じないよう厳重に管理すること。
- 本業務の実施にあたり、この仕様書に定めのない事項や細部の業務内容に疑義が生じた場合には、その都度、ビューローと協議の上、業務を遂行すること。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、滋賀県個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、(公社)びわこビズターズビューロー（以下「ビューロー」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、ビューローの書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、ビューローが求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、ビューローの書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、ビューローの書面による承認があるときは、この限りでない。なお、ビューローの承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、ビューローの指示に従い、ビューローに返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

ビューローは、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査を行うことができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちにビューローに報告し、ビューローの指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

ビューローは、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

ビューローは、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、ビューローはその責めを負わないものとする